奈良県告示第二百七十一号

項 \hat{o} \tilde{O} 規定に 保護及び 基づ 狩猟 き次 の適正化に関する法律 \mathcal{O} と お 'n 特別保護地 区を指定する (平成十四年法律第八 \mathcal{O} で、 次 + \mathcal{O} とおり ·八号) 第二十 告示する。 九条

平成二十六年十月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 特別保護地区の名称

室生鳥獸保護区室生特別保護地区

二 特別保護地区の区域

神 社の社有地の 室生鳥獣保護区 区域で、 |内の室生寺の寺有地並びに室生寺の境内及び準境内並びに室生龍 県道吉野室生寺針線と尾根筋で囲まれた区域 (別紙表示 の区 穴

三 特別保護地区の存続期間

域

平成二十六年十 一月 日から平成三十六年十月三十 日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針

指定区分

森林鳥獣生息地の保護地区

指定目的

ラサ キ、 然環境を反映 アジサイ 西に連なる尾根筋に至る南西面 イヌガシ、 室生鳥獣保護区は、 チシ シデ、 キブ 類、 コ ユ ナラ、 ウツ ズリ 類などが繁茂しており、 してアカショ 、ギ類、 八、 ヤ カ エ 宇陀市の マナラシ Y ウビ デ類、 マブ 牛、 ンをはじめ多様な鳥獣が生息し 県道吉野室生寺針線か などの落葉広葉樹林が広が の斜面に位置 t 丰 ブ /ツバキ、 林 イチゴ 相 \mathcal{O} 類、 変化に富む地域 サ ウル カキ、 カシ類などの常緑広葉樹 シ 5 類、 り、 標高約六百メ 彐 であ ツ ウ · ブなどが てい ツジ 中層には ર્વે 類、 T 1 \mathcal{O} セビ ・ヌガ よう 林 -層には Ġ ル ヤ、 ケヤ な自 \mathcal{O}

好な生息地として 暖地性シ 特に、 ダ群落が 当該鳥獣保護区 特に重要な区域とな あるなど原生的な自然が多く残されており、 \mathcal{O} 中でも、 室生寺境内地には天然記念物に指定さ って 11 . る。 多種多様な鳥獣 ħ 7 の良 11 る

認め 5 \mathcal{O} た 保護を図るも れることか め、 当該区域は室生鳥獣保護区 5 \mathcal{O} である。 特別保護地 区に指定 \mathcal{O} 中 でも特に保護を図る必 当該地域に生息する鳥獣及びその生 要が あ る 区域

宇陀市、鳥獣保護員及び一般社団法人奈良県猟友会宇陀支部の協力を得て違法捕

獲防止や鳥獣の生息環境保全に取り組む。

適正生息数(一平方キロメートルにつき五頭)を設定し、 めの各種施策を実施する。 ニホンジカについては奈良県特定鳥獣保護管理計画に基づき、 適正生息数へ誘導するた 鳥獣保護区内での

